

寒川町公職選挙法令執行規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和 7 年 5 月 1 日

寒川町選挙管理委員会

委員長 森 一 光

寒川町選挙管理委員会告示第 3 0 号

寒川町公職選挙法令執行規程の一部を改正する告示

寒川町公職選挙法令執行規程（昭和 5 9 年寒川町選挙管理委員会告示第 3 7 号）
の一部を次のように改正する。

第 9 号様式中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。